

官記書報會

2006
No. 8

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会

主任書記官の座談会
～主任書記官一熱き思いを語る～

講演

これからの書記官に期待すること

実務研究／民事

新任書記官による勉強会
～よつ葉会を振り返って～

実務研究／家事

名古屋家庭裁判所本庁における財産管理人
選任事件の運用モデル



最高裁判所図書館



1 0 0 0 7 7 7 0 3

日本裁判所書記官協議会



会報書記官 第8号



目次

◆ 巻頭言 ◆	1
◆ 座談会 ◆		
最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会	3
主任書記官の座談会 ～主任書記官—熱き思いを語る～	39
◆ 講演 ◆		
これからの書記官に期待すること村 主 隆 行	75
◆ 実務研究／民事 ◆		
新任書記官による勉強会 ～よつ葉会を振り返って～横 山 経 成 井 筒 真 理 河 野 美 緒 西 川 早 弥 大 向 敏 正	93
◆ 実務研究／家事 ◆		
名古屋家庭裁判所本庁における 財産管理人選任事件の運用モデル伊 藤 正 記	119
◆ 支部交流会集約 ◆		
平成17年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）	137
本部だより	147

特集／座談会

最高裁判所総務局・人事局・情報政策課
との座談会

日時 平成18年5月26日(金)
場所 グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所		日本裁判所書記官協議会	
総務局第一課長	中村 慎	会長	小寺 薫
同 第二課長	安東 章	副会長	上杉 崇
同 第三課長	西澤 光男	同	青山 峰明
人事局給与課長	垣内 正	事務局 局長	鈴木 保和
同 参事官	丸山 忠雄	経理部 部長	高橋 雅和
情報政策課参事官	吉村 真幸	企画調査部 部長	服部 好男
		編集部 部長	林 一宣

テーマ

- 1 裁判員制度について
 - (1) 準備状況について
 - (2) 書記官事務に及ぼす影響等について
- 2 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について
 - (1) 書記官事務の効率化等について
 - ア 日記簿の廃止など事務の効率化を内容とした通達改正後の動向、施策等について
 - (ア) 既に実施されたもの
 - (イ) 現在見直し作業を行っているもの
 - (ウ) 今後の検討
 - イ 音声認識システムの現状と今後の進捗状況について
 - (2) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の現状、書記官事務の状況等について
 - イ 法改正後の書記官事務の状況（労働審判制度、少額訴訟債権執行制度等）について
 - (ア) 民事執行関係
 - (イ) 労働審判関係
 - (ウ) 会社法関係
 - ウ その他
 - (3) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について
- 3 個人情報保護制度及び情報公開制度と書記官事務について
- 4 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 給与構造の見直しについて
 - ア 俸給表の見直し
 - イ 新たな昇級制度の導入
 - ウ 勤勉手当への実績反映の拡大
 - (2) 書記官全体の処遇について
 - (3) 級別定数、特に書記官の格付け関係について（新7級関係、新6級以下関係、官職増設関係、定員振替関係）

- ア 新7級関係
- イ 新6級以下関係
- ウ 官職増設関係
- エ 定員振替関係
- 5 書記官の任用上の諸問題について
 - (1) 新しい書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - (3) 再任用の実施状況、書記官の他官庁への出向状況等について
 - ア 再任用の実施状況について
 - イ 他官庁への出向状況等について
 - (4) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について
 - (5) 女性書記官の登用拡大計画について
- 6 情報政策課の概要について
 - (1) 設置された趣旨、目的、経緯について
 - (2) 組織概要について
 - (3) 業務内容について
- 7 情報政策課の施策について
 - (1) これまでの主な施策について
 - (2) 現在の重点的な施策について
 - ア 民事訴訟事件に係る新しい裁判事務処理システムの開発
 - イ インターネットエクスペローラ及びアウトLOOKエクスペレスの展開
 - ウ 期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）の展開
 - (3) 今後どのような施策を実施するのかについて
- 8 情報政策課と書記官事務について
 - (1) 書記官事務との関係で、現在どのような問題点ないし課題があるのかについて
 - (2) 書記官事務との関係で、現在稼働中のシステムについて今後どのような改善点があるのかについて
 - (3) 民裁・刑裁等システムの開発、見直しの現況と今後の進捗状況について
 - ア 現行民裁システム、現行刑裁システムの開発及び展開中止の経緯
 - イ システムの開発、見直しの現況
 - ウ 今後のスケジュール
 - (ア) 新民裁システム
 - (イ) 新刑裁システム
 - (4) 書記官事務との関連で、今後のIT化計画等の全体像について
- 9 その他
 - (1) システム等に関する意見表明、システム障害発生時における具体的なサポート体制（情報政策課・下級裁）について
 - (2) システム等を利用して書記官事務を行う上で特に留意すべきことなどについて
 - (3) 今後のシステムセキュリティについて

鈴木事務局長

本日は、お忙しい中を、日本裁判所書記官協議会のために、わざわざ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、座談会を始めさせていただきます。

始めに、日本裁判所書記官協議会小寺会長が、ごあいさつを申し上げます。

小寺会長

総務局、人事局及び情報政策課の皆さま方には、御多忙の中、貴重なお時間を割い

てこの座談会に御出席をいただきありがとうございます。皆さま方には、平素から、日本書協の諸活動に御理解と多大なお力添えをいただき、この機会に全国の会員を代表して深く感謝の意を表します。

この座談会の開催は、日本書協にとりまして昨年度に引き続き第2回目となります。旧全国書協時代から受け継いだ企画として日本書協におきましても重要な事業活動の一つに位置付けておりますが、こうして開催できましたことを誠に喜ばしく思っ

ております。加えて今回は、情報政策課からも御参加を得、今後、この座談会の充実と発展を願う上で大変光栄なことであり、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、現在、司法制度改革に基づく運用が着々と実施されています。裁判所全体はもとより、基幹官職として運用の一翼を担う裁判所書記官の執務環境がここ数年来、大きく変化してきています。この変化には、今世紀における司法制度の大きな枠組みを新しく築いていく面とこれまでに根付いてきた書記官事務の処理方法や慣行等を改善していく面があるように思います。そして、いずれの面におきましても、創設された新しい枠組みの趣旨あるいは将来的な書記官事務の在り方等を見据えて対処していくことが求められています。昨年の暮れからこの2月にかけて実施いたしました全国八高裁管内別支部交流会におきましても、第一線で仕事に携わる裁判所書記官が、ベテランや若手あるいは審級を問わず、変化に伴って日々直面する多種多様な課題に、裁判官や他の職員とも密接に連携しながら、真剣かつ果敢に取り組んでいる様子がうかがえました。しかし、その一方で、大きな変化を前に、裁判所書記官として期待されている役割の重要性を十分に受け止めながらも、日常的な試行錯誤の中で戸惑う場面も多々あるようです。

本日の座談会では、支部交流会に参加した会員諸氏との意見交換なども踏まえ、全国の会員諸氏の関心や注目度が高いと思われる事項を中心にテーマを提案させていただきました。中村総務局第一課長、垣内人



小寺会長

事務局給与課長、吉村情報政策課参事官をはじめ皆さま方には、多岐にわたるテーマで大変恐縮ではございますが、この機会に有意義な御教示や御示唆をいただき、本座談会が実り多きものとなりますよう切に願っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

鈴木事務局長

それでは、これからの進行は、服部企画調査部長が担当いたします。

服部企画調査部長

進行役を務めさせていただきます。早速ですが、本日のテーマの順に進めさせていただきます。

1 裁判員制度について

服部企画調査部長

裁判員制度の施行に向けた準備状況及び裁判員制度が書記官事務に及ぼす影響等についてお話してください。

中村第一課長

(1) 準備状況について

平成11年以降進められてきた司法制度改革は、実施の段階を迎えており、広範な領域にわたり着実な努力が重ね



中村第一課長

られています。

裁判員制度につきましては、現在、審理、評議、判決等の在り方に関する検討が鋭意進められております。その議論等のたたき台とするために、昨年7月に最高裁において試案が作成され、これをたたき台として、昨年9月には、司法研修所で実施された刑事実務研究会において、裁判員裁判にふさわしい裁判手続の在り方について議論がされました（その概要等については、「裁判員制度導入と刑事裁判の概要」判例タイムズNo.1188（平成17年11月10日発売）に掲載）。また、裁判員裁判の新しいプラクティスを意識した裁判員模擬裁判が各地で実施されてきていることは御承知のとおりであり、今後も、裁判員裁判における審理、評議、判決等一連の手続についての具体像を更に議論していくことが予定されています。

ところで、本年1月から2月にかけて実施したアンケートの結果によれば、裁判員として「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答した人が回答者の6割を超えておりますが、注目すべきは、それらの者の多

くが短期間であれば参加可能と回答している点です。また、裁判員として参加するにあたっての障害事由については「日程調整が大変」という回答が「心理的に不安」という回答を上回っていました。これは、裁判員裁判に対する理解が国民の間に次第に浸透した結果、国民が心理的な不安から「日程調整」という現実的な問題に目を向けるようになってきたことを示すものだと考えられます。裁判員裁判に国民の参加を促進していくためには、障害事由をいかに低減または除去するかにかかってくると思われませんが、「日程調整が大変」という障害事由を除去するためには、裁判員裁判の手続検討を一層進めて、できる限り審理期間の短縮を図ることや、「経営者の理解を深める」「介護施設や育児施設を利用しやすくする」といった基盤整備を進めることが必要だと考えています。これまでも、国民の間に裁判員制度の周知浸透を図るために、法曹三者による「裁判員制度の円滑な実施のための広報啓発の全体計画」の作成、最高裁判所広報用映画「評議」の作成及び活用、裁判員制度ウェブサイトの立ち上げ、全国フォーラムの開催、新聞や雑誌等の各種メディアを利用した広報、ブックレットの作成及び配布等を進めてきました。今後は、広報活動の際に地域の要望や意見を吸い上げることにも努め、その要望等を裁判員制度の制度設計や国民が参加しやすい環境整備に向

けた取り組みに反映させていきたいと考えています。

(2) 書記官事務に及ぼす影響等について

裁判員法の施行により、書記官事務の在り方もこれまでと変わっていくことが予想される場所です。裁判員等の選任手続や裁判員裁判の審理の在り方に関する検討が進んでいますが、これに合わせて書記官事務についても検討を進めている場所です。特に文字通りの連日開廷が行われるようになると、現在のような形で供述調書を次回期日までに整理することは困難になることが予想されますので、何らかの手当を検討しなければなりませんし、また、一方で、裁判に不慣れな裁判員が審理や評議に加わるので、この観点からも検討する必要があります。現在、裁判員裁判の在り方や現在の実務の運用等を踏まえて、調書作成事務の在り方等について検討している場所です。

また、裁判員等の選任手続については、裁判員候補者名簿の調製から法25条の通知、裁判員等選任手続期日の呼出し、期日における各種事務などに書記官が関与することとなります。このうち大量かつ定型的なものについては、情報システム化等を図ることにより、書記官を裁判員制度においてもその専門職としてふさわしい事務に集中させることが合理的であると考えており、そのために選任手続管理業務の設計支援等請負業者を選定して検討作業

を進めている場所です。特に、昨年の座談会でも申し上げたとおり、当事者との直接の接点としての役割を果たしてきた書記官が、裁判員裁判においても、手続教示や参考事項の聴取などといった数多くの場面で蓄積された経験を基に、裁判員候補者や裁判員の方々に対し、適切に裁判員等選任手続や裁判員裁判を含む刑事裁判の手続の説明に当たることが期待されています。そのためには、選任手続や審理の正しい理解のみならず、コミュニケーション能力の向上が重要となります。書記官としての更なるスキルアップに努めていただきたいと思います。

2 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について

(1) 書記官事務の効率化等について

服部企画調査部長

日記簿の廃止など事務の効率化を内容とした通達改正がありました。今後の動向、施策等についてお聞かせください。

西澤第三課長

ア 日記簿の廃止など事務の効率化を内容とした通達改正後の動向、施策等について

総務局では、書記官事務の合理化、適正化を図るため、書記官事務に関する通達等の見直し作業を行っています。事務の合理化は、組織として常に進めていかなければならない大事な課題ではありますが、ここ十数年は特に裁判事務に多くの新たな制度

が導入されたり、法改正が行われ、また、すべての分野において申立事件が高水準のまま推移しており、事務の合理化を進める必要性は高いと言えます。

ところで、書記官事務に関する通達等の中には、長い間当然のものとして処理していますが、改めて検討してみると、その方法が時代に即しておらず、作業量の割に効果が薄いものもあります。このような事務について、事務の目的や機能を損なうことなく、かつ、適正な事務を確保しつつ、可能な限り事務の省略、簡素化を図る必要があるとの観点から、検討作業を進めているところがあります。

既に改正通達が発出されたものもありますが、これらを含め、総務局における現在の検討状況を御紹介いたします。

(ア) 既に実施されたもの

既に改正通達等が発出したものは次のとおりです。

a 日記簿の廃止

昨年12月7日に受付分配通達等の改正通達及び事務連絡を発出し、日記簿を廃止し、事件簿に登載しない書類の受付については、刑事事件、少年事件等の上訴申立書等の例外を除き、受付日付印の押印で足りることとしました（刑事事件、少年事件等の上訴申立書等については、

新設された上訴申立書等記録簿に登載することとしました。)

これは、本年1月1日から実施されています。

b 郵券管理簿の廃止

本年2月24日に郵券通達等の改正通達及び事務連絡を発出し、予納郵便切手保管袋（改正後の名称は予納郵便切手管理袋）を主任書記官と係書記官の共通の帳簿とし、これに伴い、予納郵便切手管理簿を廃止しました。

これは、本年4月1日から実施されています。

c 書留郵便物受領証（特別送達用）の様式の簡略化

本年5月2日に総務局長通知を発出し、書留郵便物受領証（特別送達用）の様式について、「送達書類」欄を削除する等の簡略化を行いました。

これについては、例年の統一調達用紙の配布に合わせ、本年10月1日から新様式の使用を開始することとしましたが、それまでの間、従前の様式を使用する際には、「送達書類」欄の記載を省略して差し支えないこととしました。

d 事件記録に付すナンバリング等の見直し

事件記録に丁数を付する事務を軽減し、上訴審への記録送付

の迅速化を図るとの観点から、当面の措置として、昨年10月14日に総務局長書簡及び第三課長事務連絡を発出したところですが、引き続き、同書簡等に基づく現場の運用等を踏まえて記録編成通達の見直しを検討していきたいと考えています。

- (イ) 現在見直し作業を行っているもの

現在、総務局において、受付分配通達により定められている民事事件等の雑事件の立件の見直しを検討しています。

受付分配通達により定められている民事事件等の雑事件については、事件類型が法改正とともに年々増加していることから、個々の立件の必要性を再検討し、立件の必要性が高いものに限り立件するということを検討しています。

- (ウ) 今後の検討

書記官事務の合理化については、昨年の日記簿廃止の通達改正をきっかけとして、各庁から様々な要望や提案をいただいております。総務局としては、これらの要望等を踏まえ、更に、書記官事務の合理化が図れるよう努めていきたいと考えております。また、既に改正通達等を発出した件についても、これで終わりと考えているわけではなく、各所から御意見をいただき、更に見直す点がないか、

今後も継続して検討していきたいと考えています。

なお、各庁におかれても、昨今の事務処理状況を踏まえ、自庁内でできる事務の見直しや合理化については積極的に取り組んでいただきたいと思います。

服部企画調査部長

音声認識システムの現状と今後の進捗状況についてお聞かせください。

安東第二課長

イ 音声認識システムの現状と今後の進捗状況について

音声認識システムについては、昨年9月に選定した調達支援業者の支援を受けながら、研究開発業者の選定作業を進めているところです。具体的には、調達手続の中で各業者から提出された企画書等の審査をしているところであり、6月頃までに裁判所に最適な音声認識システムの研究開発業者を選定する予定です。

今後は、選定された業者とともに音声認識システムの研究開発を実施していくこととなりますが、具体的な作業内容及び研究開発スケジュール等については、当該業者の提案等を踏まえて検討していくこととなります。

- (2) 民事・行政関係

服部企画調査部長

最近の民事事件の現状、書記官事務の状況等についてお聞かせください。



安東第二課長

安東第二課長

ア 最近の民事事件の現状、書記官事務の状況等について

まず、最近の民事事件の事件数ですが、平成17年の民事事件全体の新受件数は、平成16年に引き続き、減少しています。

具体的には、簡裁の特定調停事件（前年比-28%）、地裁の個人再生事件のうち給与所得者等再生事件（前年比-28.9%）が大きく減少したのをはじめ、地裁の破産事件（前年比-12.3%）、再生事件（通常再生）（前年比-9.3%）、不動産執行事件（前年比-8.6%）、債権執行事件（前年比-13.9%）、訴訟事件（前年比-4.5%）、簡裁の督促事件（前年比-5.9%）等も減少しています。

これに対し、簡裁の少額訴訟事件（前年比+8.4%）、訴訟事件（前年比+2.2%）、地裁の個人再生事件のうち小規模個人再生事件（前年比+8.5%）は、昨年同様、増加傾向にあります。ちなみに、平成18年1月から3月までの全国的な事件動向を見ると、執行事件（前年比-5.2%）、

破産事件（前年比-5.4%）、簡裁の特定調停事件（前年比-13.1%）は引き続き減少傾向にあるものの、訴訟事件については地裁で増加傾向に転じており（前年比+8.0%）、簡裁でも引き続き増加傾向にあるようです（前年比+5.7%）。

このように地裁の執行事件、破産事件及び簡裁の特定調停事件等については、減少傾向にあるとはいえ、破産事件等の一定の分野については、依然として高水準であることに変わりはありませんし、少額訴訟事件のように依然として増加傾向にある事件や地裁の訴訟事件のように増加傾向に転じていると思われる事件もありますので、今後もその動向に注目していく必要があります。

また、これまでも、各庁において事務処理方法等の改善等の努力が行われているところですが、このような事件状況においても、これまでどおり不断に事務処理の在り方を見直し、合理化を図ることで、これによって生じた余力を裁判所全体の事件処理の促進のために振り向ける態勢を整えておく必要があります。

なお、平成17年11月16日に「民事訴訟における裁判官と書記官の連携協働の在り方について」をテーマとして、司法研修所及び裁判所職員総合研修所の平成17年度民事実務（訴訟）研究会が合同実施され、具体的なテーマとしては弁論準備手続期日

への書記官の立会い、争点整理期日における内容の記録化、要領調書と録音反訳調書の選定基準についての3点を取り上げ、活発に討議されたと聞いております。

共同討議では、弁論準備手続期日への書記官の立会については、裁判官、書記官双方とも全件立会が当然であると思いつけていたが、立ち会うことのメリット、デメリットがあることを踏まえ、立ち会うべき期日と立ち会わない期日を選別する視点も必要である、また、争点整理期日調書の記載内容については、何でも詳細に記載すれば良いというわけではなく、審理に資するものを記載するといった視点が重要であり、裁判官と書記官との間でどの程度まで記録化するかという認識を共通にする必要がある、そのためには裁判官との事前のミーティングで確認したり、期日において裁判官が記録化すべき事項を明確にするような訴訟指揮を行うことや期日後において口頭又は出頭カード等への記載という方法により書記官に対し記載事項を指示することが考えられる、さらに、要領調書と逐語調書の選定基準については、ほとんどの庁で選定基準を設けているものの、具体的な運用については一部に緩やかな運用がなされている例もあることから、要領調書がふさわしい事件については安易に録音反訳方式を選択するという姿

勢は慎む必要がある、との認識で一致したと聞いております。この研究会の結果は近いうちに研修所から発刊される雑誌に登載されると聞いておりますが、立会部の書記官の皆さんの日頃の執務の参考になればと思って紹介させていただきました。

服部企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況（労働審判制度、少額訴訟債権執行制度等）についてお聞かせください。

西澤第三課長

イ 法改正後の書記官事務の状況（労働審判制度、少額訴訟債権執行制度等）について

（ア）民事執行関係

御承知のとおり、昨年4月1日に施行された改正民事執行法により、物件明細書の作成（民執法62条）、配当表の作成（同法85条）、費用の予納を命ずる処分（同法14条）、配当要求終期を定める処分（同法49条）、売却を実施させる処分（同法64条）、代金納付の期限の指定（同法69条）等の各手続が書記官権限と定められました。

これらの書記官権限化された手続については、改正前から裁判官との協働態勢が確立しており、改正後においても裁判官と書記官の協働関係が大きく変化した庁はないようですが、今後とも、書記官がその役割を自覚し、利用者の信頼を確保し、これに添えていくこ



西澤第三課長

とが重要であると考えます。

また、昨年4月の法改正において、少額訴訟債権執行手続が創設され、差押処分（民執法167条の2）、弁済金交付手続（同法167条の11第3項）が書記官権限と定められました。少額訴訟債権執行事件の新受件数（全簡裁）は、昨年は374件とまだ少ないものでしたが、今後の動向については注目していく必要があります。また、現在は事件数が少ないこともあって、事件処理上、特段支障は生じていないと聞いているところですが、少額訴訟債権執行事件の処理については、簡裁の書記官が地裁のノウハウを吸収するとともに、地裁においても簡裁の書記官をバックアップしていく必要があると考えます。

(イ) 労働審判関係

御承知のとおり、本年4月1日に労働審判法が施行され、地裁本庁において、労働審判手続が開始されました。

労働審判手続では、書記官には、

労働審判官や労働審判員との連絡調整、答弁書の提出催告等書記官として最低限必要とされる事務のほか、当事者に対する少額訴訟を含めた訴訟手続、仮処分及び調停手続との事件の振り分けなどについての窓口指導、手続説明等の充実が求められているところです。今後、行政機関の紛争解決制度の選択を視野に入れた振り分けについて、各庁の実情を勘案し、簡裁の書記官とも連携しながら、適正かつ効率的な事務処理方法を検討していく必要があると考えます。

(ウ) 会社法関係

本年5月1日に会社法及びその整備法が施行されました。この改正により、特別清算手続及び商事非訟事件の見直しがされるとともに、会社整理手続が廃止されました。

この法改正に基づき、本年2月8日に会社非訟事件等手続規則（平成18年最高裁判所規則第1号）及び会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成18年最高裁判所規則第2号）が公布され、4月5日に受付分配通達等の改正通達が発出されています。

ウ その他

民事の分野においては、基本的な書記官事務をバックアップするツ-

ルとして、昨年8月に、CD-ROM形式の「民事書記官事務の手引（訴訟手続）（全訂版）」を、全国の裁判所の民事を担当する部署に配布しました。これについては、本文のほか主要な通達等や参考書式を掲載し、本文とのリンク機能を持たせておりますので、適宜御利用いただければと思います。

(3) 刑事関係

服部企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

安東第二課長

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成16年の刑事訴訟事件の新受件数は、高裁が9162人、地裁が11万3464人、簡裁が77万1757人（うち略式事件数は75万2382人）でしたが、平成17年は、高裁が9331人、地裁が11万1730人、簡裁が73万3025人（うち略式事件数は71万4534人）となっており、地裁及び簡裁の新受事件総数は、わずかに減少したとはいえ、依然として高い水準を維持しています。ちなみに、平成18年1月から3月までの刑事訴訟事件の新受件数は、高裁が2599件、地裁が2万4777件、簡裁が15万9785件（うち略式事件数は15万5867件）で、平成17年の1月から3月までの刑事訴訟事件の新受件数が、高裁が2493件、地裁が2万6009

件、簡裁が16万5733件（うち略式事件数は16万1700件）だったことからすると、全国的には現在のところ、平成18年も平成17年とほぼ同じ水準で推移していると言えるでしょう。

次に、最近の刑事事件を巡る主要な動向としては、昨年7月に施行された心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」と言います。）及び昨年11月に施行された改正刑事訴訟法（公判前整理手続や証拠開示の拡充等、刑事裁判の充実迅速化に関する規定）があります。これらの制度は、いずれも刑事の書記官事務へ大きな影響を与えるものであり、その運用の実情等については後ほどお話ししたいと思います。

また、本年10月には被疑者公的弁護制度、即決裁判手続制度が導入されることになっています。被疑者公的弁護制度は、刑事司法の公正さの確保という観点から、被疑者・被告人が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保するため、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備するものです。即決裁判手続制度は、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、争いのない一定の事件について簡易・迅速な裁判を行うものです。現在、これらの制度の手続的な細目を定める刑事訴訟規則の一部を改正する規則の

制定作業が行われていますが、これと並行して、関係する規程及び通達の改正に向けて準備作業を進めているところです。

服部企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況についてお聞かせください。

西澤第三課長

イ 法改正後の書記官事務の状況について

(ア) 医療観察法における書記官事務の運用の実情と留意点について

医療観察法は、昨年7月15日に施行されましたが、本年2月までの統計によれば、新受人員は累計で242件に上っています。この内訳としては、法33条1項に基づく申立て(入院又は通院等の申立て)に係る新受人員が238人(うち不起訴処分を経た対象者は216人、無罪等の確定裁判を経た対象者は22人)で、その既済人員は166人となっています。その他、法49条1項に基づく申立て(退院許可の申立て)に係る新受人員が1人、同法50条に基づく退院許可の申立てに係る新受人員が2人、同条の医療終了の申立てに係る新受人員が1人と僅かではありますが、今後、法33条1項以外の申立ても徐々に増えていくものと思われます。

この制度はスタートして日が浅いことや申立件数がそれほど多く

ないことから、その運用の実情が分かりにくいという面がありますが、この手続は、精神保健審判員、精神保健参与員、検察官、対象者、付添人、保護者、鑑定人、社会復帰調整官、医療機関等、手続の関係者や関係機関が多岐にわたり、かつ、鑑定入院という時間的な制約の中で事務を進めていかなければならないという特徴があるため、書記官としては、手続の全体の流れや構造を踏まえ、各段階で法規や通達に従った適切な事務や連絡調整を行う必要があります。そういう意味で、医療観察手続全般の進行管理面において書記官の果たす役割は非常に大きいと言えます。

医療観察法によれば、鑑定入院命令による対象者の入院期間は原則2か月、最長でも3か月が限度です(同法34条3項)から、この期間内に鑑定、生活環境の調査、事実の取調べ、審判前打合せ、審判期日、評議、決定と多岐にわたる手続を計画性をもって成し遂げなければなりません。例えば、鑑定書及び生活環境調査結果報告書の提出時期がいつ頃になるか書記官において確認する必要があるでしょうし、審判期日を開くに当たっては、対象者の体調や状態にも注意を払い、状態を把握しておく必要があります。病状の悪化が

判明し、急きよ、審判期日の場所を法廷から病院に変更した例もあると聞いています。

鑑定入院質問や審判期日における警備態勢についても、最新の正確な情報を収集した上で検討していく必要があります。

医療観察手続の書記官の事務処理については、昨年9月8日に最高裁刑事局から「医療観察法実務の書記官事務を中心としたマニュアル」が出されており、さらに、本年3月には、同マニュアルと医療観察事件に関して発出された多くの通達通知等を取りまとめたものが「医療観察事件執務資料」として発行されたところですが、また、各庁においても活発に協議会等を通じて実務上のノウハウが着実に蓄積されつつあるようです。書記官としては、今後も関係者や関係機関との間で予期しない問題が発生することも考えられますので、日頃から裁判体と協働し、更に工夫を重ねながら、一つ一つの問題に対処していく必要があると言えるでしょう。

(イ) 公判前整理手続における書記官事務の運用の実情と留意点について

平成16年5月に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律により新設された公判前整理手続が昨年11月1日から実施されていま

す。本年3月までの5か月間に全国で154件が公判前整理手続に付され、37件が期日間整理手続に付されています。

公判前整理手続は、裁判をより一層適正迅速で充実したものとすることを目的に従前の第1回公判期日前の公判準備に関する制度を補充・強化するために制度化されたものであり、特に裁判員制度の実施のために不可欠の前提となるものです。書記官としては、従前の運用の中で培ってきた事前準備事務の知識・経験を活かし、裁判体の考え方や方針をよく理解し、裁判体と連携しながら、この手続が円滑に進行するよう適切に関与していく必要があります。

こうした観点からすると、例えば、当事者の準備状況についての情報収集（証拠開示の進捗状況、当事者の主張や証拠意見の準備状況等）や当事者に訴訟行為の期限が定められた場合の当該期限の管理等は、書記官の重要な役割として挙げられると考えられます。これらを通じて、書記官は、訴訟の促進を図る役割を果たすことになります。

公判前整理手続調書の実質的な記載事項については、今後の実務の積み重ねによることとなりますが、昨年9月に開かれた刑事実務研究会では、その期日で決定され

た事項、合意された事項（書面の提出期限や次回期日までの予定等を含む。）、求釈明の内容等について、その結果を要領よく記載すれば足り、基本的には経過を詳細に記載する必要まではないとの意見が多かったようです。

なお、昨秋の公判前整理手続の運用開始後、各庁で公判期日を連日的に開廷する例も現れており、同手続の実施に伴って様々な検討問題が浮かび上がっていると聞いています。今後は、こうした課題を一つ一つ解決しながら、裁判員制度の円滑な実施を視野に入れて効率的かつ合理的な訴訟運営を確立していく必要があると考えています。個々の訴訟運営については、裁判体の判断事項ですが、今後も研究会や協議会等において議論の場を提供し、その結果を各庁に還元したり、その他執務の参考となるような資料を提供するなどしていく中で、無理のない形で効率的かつ合理的な訴訟運営が定着していくのではないかと考えています。

(4) 家事関係

服部企画調査部長

最近の家事事件の現状についてお聞かせください。

安東第二課長

ア 最近の家事事件の現状について

平成17年は、家事事件及び人訴事

件新受件数の総数の増加率は前年比約2.6パーセントでした。その内訳を見ると、家事調停事件は約2.5パーセント減少する一方で、家事審判事件は約2.8パーセント増加しました。家事事件全体としては、新受件数の増加率はやや低くなっているとはいえ、後見開始等、保佐開始等、補助開始等の新受件数は、約18パーセント増加、後見等監督事件の新受件数は、約26パーセント増加しています。

これまでも、増加傾向の続く成年後見関係事件については、最高裁から配布された「成年後見事件における書記官事務の運用」、「成年後見事件処理における取組例の紹介」、「成年後見関係事件の運用に関する参考資料集」のほか、各種協議会等での運用改善に向けての議論の積み重ねを踏まえ、事件処理の適正かつ効率的な在り方について、各庁の実情に応じて工夫、検討されてきたところですが、立法及び行政施策として成年後見制度の利用が今まで以上に積極的に押し進められ、今後、ますます成年後見制度の利用促進が進み、後見等監督事件が累積的に増加することが予想されます。裁判所としても関係機関と連携を図りつつ、成年後見関係事件の事務処理方法全般について、常に事務の見直しを行い、合理化を図っていく必要があると考えています。

服部企画調査部長

人事訴訟事件の処理と家事調停事件の連携の実情についてお聞かせください。

安東第二課長

イ 人事訴訟事件の処理と家事調停事件の連携の実情について

平成16年4月1日から人事訴訟事件の第1審の管轄が地方裁判所から家庭裁判所に移管されましたが、平成17年1月から同年12月までの1年間に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は、7.0月であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、9.1月でした。しかし、これは、人事訴訟法が施行された平成16年4月以降に受理された事件に限られるため、数値としてはまだ過渡的なものであり、これからも平均審理期間の動向、人事訴訟の家裁移管後の状況を注視していく必要があると考えています。

人事訴訟事件の処理においては、調停と人事訴訟との連携を図ることが大切であることはいうまでもありません。調停を充実させるためには、書記官が進行状況を的確に把握し、必要に応じて、当事者との間で当該期日における話合いの結果や次回までの準備事項などを確認して期日の空転を防ぐような工夫をすることが必要です。もっとも、家事調停手続と人事訴訟手続は連続するものではなく、家事調停における主張整理の結果や資料が当然に人訴手続に引き継がれるものではありません。運用

上、両手続が同じ家裁で審理されることのメリットを可能な限り確保することは重要ですが、人訴との連携を意識し過ぎて当事者の発言を逐一記録化したりするなど、調停をあたかも人事訴訟のための準備手続であるかのように運営したり、何らの手続も経ずに当然のように調停事件記録を人事訴訟事件記録に曳舟にすることは適当ではないことに留意する必要があります。

(5) 少年関係

服部企画調査部長

最近の少年事件の現状についてお聞かせください。

安東第二課長

ア 最近の少年事件の現状について

少年保護事件の新受人員は、昭和58年にピーク（68万4830人）を迎えて以降減少を続け、平成7年に29万3703人となった後若干増加しましたが、平成12年以降再び減少し、平成17年は23万3356人（概数）となっており、一般に思われているような増加傾向にあるわけではありません。しかし、最近の少年非行は、社会情勢を反映して複雑化し、また、社会の耳目を引く重大事件が後を絶たない状況にあります。資質面や家庭等の環境面に根深い問題を抱えた少年も少なくなく、近年注目されるようになった発達障害等、事件処理に当たって高度な科学的知見を必要とする事案も目立つようになってきてい

ます。また、少年のみならず、その保護者に対する措置や、被害者への配慮に関する国民の関心も高まってきています。

改正少年法が平成13年4月に施行されてから5年余りが経過しました。この改正法により3本の柱のうちの1つである事実認定手続の一層の適正化のため裁定合議制度や審判への検察官・国選付添人の関与、観護措置期間の延長等の手続が新たに導入されました。以前に比べ手続が複雑化しており、その適切な進行を図りながら、事実認定の適正化を図るという観点から、書記官の公証事務及び進行管理事務の重要性が一層高まってきたことはこれまでも申し述べてきたところです。裁判官及び家裁調査官とチームとして緊密な連携と協働を図りながら、事件処理に関する認識を共通化させ、事件処理を進める上で発生する様々な事象に的確に対応していくことがより大切になっています。書記官としては、このような観点から、法律専門職としての立場で、法的調査事務や進行管理事務を実効性あるものとして行うことはもちろん、改正法の趣旨を踏まえた適正な事件処理をすることが一層期待されています。

また、簡易送致事件については、昨年その処理基準の見直しが行われたところですが、その後も、警察官等による触法少年及びぐ犯少年に係

る事件の調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察中の者が遵守事項を遵守しなかった場合の措置、一定の重大事件について裁判所の判断により国選付添人を付する制度の導入等を内容とする少年法等改正案の国会提出や、施行が目前に迫った被疑者国選弁護制度の導入など、様々な制度改正の動きが続いています。これらの動きは書記官事務にも影響するところですので、各書記官におかれても、その動向に留意していただきたいと考えています。

なお、このように様々な制度改正の動きがある時期こそ、足下を固め、現在の制度の枠組みの中で、調書作成を始めとした公証事務や進行管理事務を的確に行うなど、基本を踏まえた堅実な書記官事務を確実に行うことが肝要ですので付言しておきます。

服部企画調査部長

被害者への配慮等における書記官事務の在り方についてお聞かせください。

安東第二課長

イ 被害者への配慮等における書記官事務の在り方について

平成17年4月1日から犯罪被害者等基本法が施行され、同法に基づき同年12月に犯罪被害者等基本計画が策定され、法務省を名宛人として少年法における被害者配慮規定（意見陳述、記録の閲覧・謄写、審判結果通知）の周知を図ることが盛り込ま

年
遵
措
所
制
改
に
な
て
務
書
意
。
正
り
作
理
ま
う
き

の

官

者
が
き
が
少
見
果
ま

れるなど、被害者等に対する配慮の充実が社会的要請となっています。この社会的要請を受けて、被害者側から積極的なアプローチがない場合でも、一定の重大事件について、受理後速やかに、担当書記官から被害者等に対し、被害者のための諸制度を分かりやすく説明したリーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」等を送付している庁もあるようです。

また、被害者への配慮においては、被害者が最初に接する家裁の窓口での対応が重要となります。多くの庁では、被害者等の心情に配慮しつつ、各手続の説明をリーフレット等を活用しながら分かりやすく、理解の程度を確認しながら行っているようです。書記官としては、窓口対応段階から二次的被害を与えることなくその後の手続を適切かつ円滑に進めることができるように、裁判官及び家裁調査官との連携も含めて、いかなることに留意すべきかを今後も検討する必要があると思います。

なお、改正法の附則第3条に、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。」と規定されているとおり、今年には改正少年法の見直しをする年と

なります。前述の基本計画においては、この見直しの際に、少年審判の傍聴の可否を含め、被害者等の意見要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施することとされており、今後の動向について留意する必要があると考えられます。

当然のことながら、被害者等に対する配慮は、刑事事件においても求められています。各庁において、刑事事件と少年事件のそれぞれの特徴、構造の違い等を踏まえた上で、刑事部門と少年部門との間で情報交換を行うなどして工夫例や経験を共有することも有効でしょう。今後とも工夫を重ねていただきたいと思います。

3 個人情報保護制度及び情報公開制度と書記官事務について

服部企画調査部長

個人情報保護制度及び情報公開制度について、書記官事務との関連及び留意すべき点等についてお聞かせください。

中村第一課長

司法行政文書を対象とした個人情報の取扱いに関しては、今年3月に一連の通達が発出されました。これらの通達における個人情報保護、管理体制等は、司法行政文書に記録された個人情報を対象としたものであり、裁判記録等に記録された個人情報は対象としておりませんが、個人情報に関する国民意識が高まっている社会状況を踏まえ、裁判部門においても、これまでと同様

適正な事務処理に努める必要があります。ただ、残念なことに、裁判記録等に記載された個人情報についても、事務処理上の過誤や情報管理の不徹底により外部に流出させてしまうという深刻な問題が生じています。具体的には、事件記録の紛失、FAXの誤送信、郵便の入れ違い等のほか、最近では、事件に関連する情報を入れていた私物パソコンがコンピュータウイルスに感染したことによって、当該情報がインターネットを介して流出するという事例が生じています。裁判記録等に記載された個人情報は、流出させることによって国民に回復しがたい損害を与え得るものであり、書記官による業務の確実な処理及び情報管理の徹底が一層強く求められていると考えます。

なお、裁判事務に関して送付嘱託や調査嘱託をしたところ、個人情報保護を理由に回答を拒否された事案等が報告されています。個人情報保護の趣旨に合致しない、いわば過剰反応ともいえるべき運用による問題が裁判所からの依頼に限らず、各方面で生じているという新聞記事も見受けられるところです。行政省庁における運用改善の動きなど、個人情報保護制度を巡る今後の動向に注目していきたいと思えます。

次に、情報公開制度との関係では、裁判所における情報公開の対象は司法行政文書であり、事件簿等の帳簿諸票は司法行政文書に準じて情報公開の対象となりますが、事件記録は情報公開の対象外です。したがって、事件記録については、基本的には従前の閲覧謄写制度の枠組の中で運用する

ことになると思います。

情報公開制度と直接には関係しませんが、事件当事者に関する憶測を含む不適切な事項を記載したメモを作成し、事件記録に挟んだままにした結果、閲覧により、裁判所が予断を持っているのではないかとの疑念を生じさせた事例が発生しています。改めて言うまでもありませんが、記録はいつでも閲覧謄写の対象となることを忘れず、書記官が公証官であることを改めて自覚し、情報の取扱いに関してより慎重な配慮をしていく必要があると考えます。

4 書記官の給与上の諸問題等について

服部企画調査部長

給与構造の見直しについてお聞かせください。

垣内給与課長

(1) 給与構造の見直しについて

既にご承知のとおり、平成17年8月の人事院勧告において「給与構造の改革」が報告に盛り込まれ、これを受けて同年11月、一般職の職員の給与に関する法律等の改正が行われ、平成18年4月から、俸給表構造の見直し、新たな昇給制度の導入、勤勉手当への実績反映の拡大などが実施されることになりました。

ア 俸給表の見直し

俸給表の見直しにおいては、例えば、行(-)旧4級と旧5級が統合されて行(-)新3級となるなど、級構造が改定されるとともに、後に述べるように、勤務成績をより昇給に反映で



垣内給与課長

きるよう各級の号俸が4分割されました。

イ 新たな昇給制度の導入

新たな昇給制度は、これまで行われていた特別昇給と普通昇給を統合した上、昇給時期を毎年1月1日の1回とし、昇給の区分にAからEまでの5段階を設けてそれぞれの昇給号俸数を定めることで、職員の勤務成績が昇給に適正に反映される仕組みとされています。

裁判所においては、全国統一様式の「昇給評定書」を使用して、多段階評定の仕組み（1次評定、2次評定、調整段階）により勤務成績を評定し、それに基づいて5段階の昇給区分を決定します。また、評定者に対して、各評定項目の具体的なイメージをつかんでもらう観点から、評定の際に利用するツールとして「評定における着眼点」を交付することにしました。

この新たな昇給制度は、行(一)新7級(旧9級)以上の特定職員については、平成19年1月1日昇給期から実施されます。一方、特定職員以外

の一般職員については、平成19年1月1日昇給期は従前の制度に相当する運用が行われ、平成20年1月1日昇給期から特定職員と同様の仕組みが適用される予定です。そこで、一般職員に係る新たな昇給制度の運用については、平成18年6月から9月までの4か月間、全国十数庁のパイロット庁において、昇給評定書と評定における着眼点を利用して、個々の職員の平素の勤務ぶり、勤務実績等を的確かつきめ細かに評価できるかどうかの検証を行います。

ウ 勤勉手当への実績反映の拡大

勤勉手当への実績反映の拡大については、平成18年度の勤勉手当から、勤務実績を支給額により反映することができるよう、上位区分のための原資が拡大され、「優秀」以上の成績区分が適用しやすくなりました。また、成績区分は「特に優秀」、「優秀」、「良好(標準)」、「良好でない」で従前と変わりありませんが、今回の見直しにより成績率は変更となります。

裁判所における勤勉手当制度の手続は、これまでも、成績主義、能力主義に則り、勤勉手当用の勤務成績評定書を作成し、これに基づいて勤勉手当の成績区分を決定してきたところであり、これを大幅に変更するものではありません。

ただ、現行の手続をベースとしつつも、より勤務成績評定を適正に行

うため、勤勉手当用の評定項目は、「職務の実績」と「職務遂行上の行動」に大別するとともに、各評定項目について、いずれに該当するか分かりやすいように、その表現ぶりを若干修正しており、また、「評定における着眼点」は、勤勉手当でも利用できるものとしています。さらに、これまでは、支給限度額の管理は各庁単位となっていました。比較的規模の小さい庁が多い地家裁併任庁においては、地家裁全体として調整する取扱いとした方が、上位評定の決定に当たっての実質的な公平が図られることになるため、平成18年6月期分から、地家裁所長併任庁について、勤勉手当の支給限度額を合計して管理することとしました。

服部企画調査部長

書記官全体の処遇についてお聞かせください。

垣内給与課長

(2) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、従来から、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性等を最大限主張してその改善に努めてきましたが、新たな俸給構造の下でも、後に述べるように、一連の司法制度改革の推進に向け、書記官の権限が拡大され、職責が著しく増大している状況を踏まえ、級別定数改定や官職増設の折衝において書記官の役割の重要性を強く主張し、成果を上げたところです。

これからも適正な処遇を実現するために同様の努力をしていくつもりです。

また、先に述べた給与構造の改革は、書記官を含む裁判所職員の給与全般に、影響を及ぼすものと考えています。新たな昇給制度や今後の勤勉手当制度においては、個々の職員の勤務成績を的確かつきめ細かに評価する必要があることから、4月以降の勤務評定の状況や昇給制度に関する検証結果を十分に検討するとともに、評定における着眼点等の評定ツールの整備、評定者への説明や訓練などを重ねていくことにより、勤務成績を給与に適正に反映する仕組みをつくっていきたいと考えています。

服部企画調査部長

級別定数、特に書記官の格付け関係について（新7級関係、新6級以下関係、官職増設関係、定員振替関係）お聞かせください。

垣内給与課長

(3) 級別定数、特に書記官の格付け関係について（新7級関係、新6級以下関係、官職増設関係、定員振替関係）

平成18年度予算の級別定数の改定折衝においては、司法制度改革に関する諸制度を推進するために、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があること、それに伴って職責が一層重くなる書記官について、その職責に相応しい処遇を行う必要があることを説明するとともに、昨年以上に重点を絞って折衝に当たりました。

現下の厳しい財政状況を背景に、公務員総人件費抑制の動きが強まる中、次に述べるとおり、一定程度成果を上げることができたと考えています。

ア 新7級関係

地裁次席書記官5（前年度4）、家裁次席書記官1（前年度0）、高裁訟廷管理官1（前年度2）の切上げを実現することができました。

地裁次席書記官及び家裁次席書記官については、一定数の切上げを実現することができた上、高裁訟廷管理官についても、引き続き新7級切上げが認められ、書記職全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

以上の結果、下級裁次席書記官については、増設が認められた3ポストを合わせた133ポスト中122が新7級以上に格付けられることになりました。

イ 新6級以下関係

書記官については、平成9年度以降の大幅な定員振替及び増員により級別定数の構成比率が変動し、中堅層の級別定数が不足することが予想される状況にあったことから、裁判所の基幹官職である書記官の処遇が後退することを避けるため、新5級、新4級及び新3級について重点的に定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の処遇水準を維持するために必要な380（新5級80、新4級250、新3級50）という

切上げ数が認められました。これは、厳しい財政事情の下では極めて異例ともいえるものであり、司法制度改革の実効的な推進に向け、書記官の果たすべき役割の重要性が評価されたものと考えています。

ウ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するものではありませんでしたが、裁判部門の充実強化を前面に押し出して、粘り強く折衝に当たった結果、横浜地裁及び名古屋地裁に次席書記官各1（いずれも新7級格付け）、福岡地裁に次席書記官1（新6級格付け）を増設することが認められ、また、主任書記官の増設についても、58という増設数を確保することができました。

エ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に伴う級のセットについては、前年度と同様、対当級での振替が認められました。

5 書記官の任用上の諸問題について

服部企画調査部長

新しい書記官任用試験制度及び主任書記官選考制度の実施状況等についてお聞かせください。

丸山参事官

(1) 新しい書記官任用試験及び主任書記官選考について

司法制度の改革に伴い、制度改革や



丸山参事官

法改正がめまぐるしく行われる中、ますます高度化する書記官事務に対応していくため、従前のCP試験に代わり、本年度から、新たな書記官任用方法である裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）が始まりました。職員回覧等でご説明しているとおり、これまでは8月期の簡裁判事任命等、年度途中での書記官の欠員のために裁判部の戦力ダウンが生じていましたが、CA試験による書記官任用時期を10月としたことにより、書記官の年間を通じた充員を可能な限り高めることができると考えています。本年度については、1月19日及び20日に筆記試験が実施され、さらに5月8日から本日まで間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、7月上旬から9月下旬までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなりますが、この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的

とする研修という面も有するもので、受験資格の在職年数要件の厳格化と相まって、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資するものと考えています。

なお、裁判所職員総合研修所における実務試験（前期研修及び後期研修）の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、今後ますます重要性が高まっていく主任書記官という職務について、意欲と能力のある職員を適材適所の観点から透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用にとっても望ましい手段の一つではないかと考えています。

服部企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分

野ごとの育成・配置についてお聞かせください。

丸山参事官

(2) 書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置について〔主任書記官等のポストの増設について〕

「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、主任書記官ポストの増設については、平成18年度予算においても、相当数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、主任書記官ポストの増設については、今後も引き続き努力をしていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ね、これまでに、東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、京都地裁、名古屋地裁、広島地裁、福岡地裁、札幌地裁に総括主任書記官ポスト（旧9級）の設置を行ってきたところです。

さらに、平成17年度には、同様に重い職責を担う高裁訟廷管理官についても旧9級切上げ2を認められ、平成18年度予算においても、引き続き新7級

（旧9級）切上げ1を実現することができたところですが、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながりますので、引き続き努力していきたいと考えています。ただ、新7級は、行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

〔書記官の専門分野ごとの育成・配置について〕

司法制度改革は、議論・立法の段階を終え、実施の段階に入っています。社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展する中で、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度の構築と円滑な運用に向けて司法制度改革の実施が進められている中で、裁判所がその使命を十全に果たしていくためには、書記官にあっても、裁判官との協働態勢の下、裁判官との機能分担を更に推進するとともに専門性の向上を図って、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

また、特に刑事分野においては、医療観察法や裁判員制度など、従来の裁判所にはなかった制度が導入され、又は導入が予定されており、新制度の導入に向けた検討や準備、円滑な施行、施行後の運用の改善など、書記官事務

の遂行に当たっても、継続性を持った取組が求められています。

書記官には多様な経験を積んでもらうことを基本に据えることはこれまでと同様ですが、このような司法を取り巻く状況にかんがみると、今後は、書記官の育成、配置の在り方については、新しい制度の運用等をも見据え、書記官の専門性の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

服部企画調査部長

再任用の実施状況についてお話しください。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

丸山参事官

(3) 再任用の実施状況、書記官の他官庁への出向状況等について

ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び(級別)定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官(有資格者)の再任用者数を見てみると、平成17年度末に定年退職した書記官(有資格者)のうち、本年4月に再任用された者は25人(約40%)であり、昨年度の再任用者数(23人)とほぼ同水準です。また、昨年度に書記官として再任用された者(21人)のうち、17人(約81%)の任期が更新されています。

今後、公的年金の満額支給年齢の

引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者(任期の更新希望者を含む。)が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

なお、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、再任用や臨時的任用といった裁判所内の再雇用だけでなく、公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、以上に述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を活かした裁判所外への再就職あっせんの充実についても、引き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成18年4月10日現在、12か所25人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院(法務調査室) 1

- (2) 参議院（法務調査室） 1
- (3) 裁判官訴追委員会 1
- (4) 弾劾裁判所 2
- (5) 公害等調整委員会 1
- (6) 公正取引委員会 2
- (7) 国税不服審判所（東京，関東
信越，大阪，名古屋，広島） 6
- (8) 人事院 1
- (9) 金融庁 2
- (10) 預金保険機構（東京，大阪）
2
- (11) 法務省 1
- (12) 日本司法支援センター 5

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

服部企画調査部長

産前・産後休暇，育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

丸山参事官

- (4) 産前・産後休暇，育児休業制度にお

ける代替要員の確保について

平成14年4月1日から，育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられるとともに，育児休業職員の業務を処理するため，育児休業期間を任用の限度とした任期付採用制度が導入されました。この改正は，男女共同参画社会の実現に向けて，男女がともに家庭責任を担いつつ，公務と育児が一層容易に両立できるようにするとの趣旨に基づくものです。

このような趣旨から，産前・産後休暇中における代替要員の確保についても，平成14年8月1日から，退職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが，書記官を代替要員とする臨時的任用を行っているところです。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は，平成14年度が114人（うち男性職員7人，以下（ ）内は男性職員数で内数），平成15年度が99人（5人），平成16年度が97人（7人），昨年度が134人（11人），そのうち任期付採用又は臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）を行った数は，平成14年度が98人（86.0%），平成15年度が84人（84.8%），平成16年度が80人（82.5%），昨年度が106人（79.1%）となっており，育児休業に伴う代替措置としての任期付採用等は，育児休業制度の定着とともに，高い割合で行われるようになっていきます。

ところで、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については、書記官任命資格を有する者の代替要員の確保の困難さから、産前・産後の特別休暇中は、事務補助要員を賃金雇人という形で雇い入れ、その後の育児休業期間中は、その者を事務官として任期付採用等を行うことも多いかと思われ（昨年度任期付採用等を行った者106人のうち、書記官を任用したのは25人（23.6%）となっています。）。

そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保し、司法制度改革の実施に向けて裁判部の戦力を維持するため、書記官任命資格を有する者で、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり、各裁判所は、当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも、高等裁判所や最高裁判所への照会を通じて、当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところです。

また、産前・産後の特別休暇期間中の臨時的任用者の給与格付けについても、育児休業に伴う任期付採用等と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を採っており、希望任地等で折り合えば再任用希望者が産前・産後休暇及び育児休業期間中の代替要員として活躍してもらえ、環境作りも行っています。

しかしながら、少量退職期で任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、書記官数の増加や育児休業等取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、平成18年度においても、書記官に限ってはありますが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行っているものです。

また、平成17年1月には、次世代育成支援対策推進法に基づく裁判所特定事業主行動計画「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」が策定されました。この中では、任期付採用等による代替要員の確保についても触れており、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今

服
み
た
丸

後もより一層、書記官の育児休業等に
伴う代替要員の確保に努めていく必要
があるものと考えています。

服部企画調査部長

女性書記官が多く任官している現状に鑑
み、その登用拡大計画についてお聞かせく
ださい。

丸山参事官

(5) 女性書記官の登用拡大計画について

裁判所においては、女性の採用・登
用拡大推進会議（第5回、平成17年10
月12日実施）の結果を踏まえ、女性職
員の更なる採用・登用の拡大に向けた
「裁判所における女性職員の採用・登
用拡大計画」（以下「計画」という。）
の改定等を検討するための基礎資料を
得るために、平成18年2月、職員の意
識調査を実施し、その結果概要につい
て職員への周知を図ったところです。
現在、この意識調査の結果や裁判所の
実情、さらには他府省の動向等も踏ま
えながら、計画の改定に向けて作業を
進めているところであり、平成18年度
の夏までには新たな計画を策定したい
と考えています。

裁判所としては、司法制度改革が実
施の段階を迎え、法改正等が目まぐる
しく行われている中で、ますます事務
が高度化していく書記官についても、
意欲と能力の高い職員の登用を拡大す
ることができるよう、よりよい計画の
策定に向け努力していきたいと考えて
います。

6 情報政策課の概要について

服部企画調査部長

設置された趣旨、目的、経緯についてお
聞かせください。

吉村参事官

(1) 設置された趣旨、目的、経緯につ いて

最高裁では、司法制度改革審議会意
見書（平成13年6月）、司法制度改革
推進計画要綱（平成14年3月）及び裁
判事務処理システムの全国展開の中止
（平成16年5月）を踏まえて、裁判所
の情報化の在り方や中長期的なIT戦
略に基づく有効なシステム開発を検討
するための態勢を整備する必要性が認
識されていました。そこで、局課横断
的に裁判所全体の観点から、その情報
化を計画的に進展させ、多様なシステ
ム相互の最適化を図りつつ、必要なイ
ンフラを整備し、システム開発を推進、
調整していくため、平成17年1月1日
をもって、総務局制度調査室と統計課
が廃止され、新たに、最高裁判所事務
総局の課として、情報政策課が設置さ
れました。

服部企画調査部長

組織概要についてお聞かせください。

吉村参事官

(2) 組織概要について

情報政策課の組織は、情報政策課長
（CIO, Chief Information Officer =
情報化統括責任者）の下に、参事官、
審査官、課長補佐4人、専門官3人が



吉村参事官

配置されています。当課の係は、庶務係、情報企画第一係、情報企画第二係、情報管理係、情報処理第一係、情報処理第二係、統計情報係、統計システム係という構成になっています。これに加えて、情報化について外部専門家の提案、助言を得るために、CIO補佐官1名が置かれています。また、CIO補佐官の実務を支援する者としてCIO補佐官補助者1名も置かれています。

服部企画調査部長

業務内容についてお聞かせください。

吉村参事官

(3) 業務内容について

情報政策課は、情報システム関連業務の企画、開発、運用等の全般に関する専門的な組織として、民事裁判事務処理システム（以下「現行民裁システム」という。）及び刑事裁判事務処理システム（以下「現行刑裁システム」という。）、期日進行管理プログラム、事件票チェックシステム、裁判統計データベースシステム（SSDBS）等の情報政策課所管の情報システムを担当しています。また、裁判所が情報

化戦略計画を実行する上で、督促手続オンラインシステムなど最高裁判所内の各部署の情報システムの開発に当たっても、今申し上げた専門的な組織としての立場から、当該部署に対し、政策面及び技術面での助言等を行っております。これにより、情報政策課所管の情報システムと、他の部署が所管する情報システムとの全体的な整合性及び関連性についての調整を行ったり、これらの情報システムが基盤として利用するネットワーク等の整備を行っています。さらに、司法統計に関する企画及び実施並びに統計報告の審査、整理及び保管等の統計事務を行っています。

7 情報政策課の施策について

服部企画調査部長

これまでの主な施策についてお聞かせください。

吉村参事官

(1) これまでの主な施策について

情報政策課の前身である制度調査室時代に引き続いて、パソコン、全庁LAN及び多機能サーバの整備、各種期日進行管理プログラムの改修、展開及び運用、民事・刑事裁判事務処理システムの運用等を行ってきました。

平成17年12月には、情報化戦略計画を策定しました。これは、裁判所における情報化投資を合理的に行い、情報化の効果が最大限に得られる仕組みを構築するために、制度調査室により検

手続
所内
当た
載と
政
てお
所管
管す
生及
り、
て利
って
る企
整
てい

討が開始され、平成17年2月からは、全国各地の裁判所に情報政策課の職員が出向き、職員の声をじかに聞きながら、検討を重ねて策定しました。

この計画には、裁判所における情報化の課題と基本理念、裁判所の情報システムにおける基本方針、情報システムの技術基盤等の基本方針、情報システムの構築、運用等の態勢整備及び人材育成の基本方針、情報化戦略計画を執行するための中長期的計画といった内容が盛り込まれています。

服部企画調査部長

現在の重点的な施策についてお聞かせください。

吉村参事官

(2) 現在の重点的な施策について

当課の現在の施策は、今申し上げた情報化戦略計画の執行です。様々な内容がありますが、重点的な施策は次のとおりです。

ア 民事訴訟事件に係る新しい裁判事務処理システム（以下「新民裁システム」という。）の開発


新民裁システムについては、平成19年度前半の展開開始を目指して、本年度4月から開発に着手しています。

イ インターネットエクスプローラ及びアウトルックエクスプレスの展開

基盤となる司法情報通信システム（J・NET）については、平成17年度から、職員がアウトルックエクスプレスでメールの送受信を行い、

インターネットエクスプローラによりインターネットを閲覧できるよう全国展開を行っております。また、これにあわせて、J・NETの回線増強を行っています。

ウ 期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）の展開

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）については、平成16年度に改修作業を行い、平成17年7月から全国の簡易裁判所に段階的に配布しています。5月12日現在32庁に配布済みで、5月15日から、さらに142庁に配布中です。また、の機能を追加する改修計画の策定を行っています。

服部企画調査部長

今後どのような施策を実施するのかについてお聞かせください。

吉村参事官

(3) 今後どのような施策を実施するのかについて

昨今、国家全体として予算や定員の削減が強く求められる状況にあり、裁判所がその使命を果たし、国民の期待にこたえるためには、限られた予算と人的資源を最大限に活用する必要があります。そのためには、裁判事務及び司法行政事務について不断の業務改革を進め、情報化により合理化及び効率化が図られる業務について戦略的に情報化を推進する必要があります。

情報化戦略計画には、このための今後の施策が盛り込んであるわけです。

せく
査
テ
種
期
開
及
シ
ス
計
画
に
お
情
報
を
り
検

が、裁判部門については、「裁判手続の特性に留意した上で書記官事務を中心とする裁判事務につき、その適正さを維持しつつ、効率化を図る。あわせて、裁判官を含む職員の事件管理、調査、各種情報の利用等を支援する。」という基本理念をあげており、これに沿って新民裁システムのほか、刑事訴訟事件に係る新しい裁判事務処理システム（以下「新刑裁システム」という。）の開発・展開、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）及び期日進行管理プログラム（家事事件用）への機能の追加等の施策につき、順次、実施していく予定です。

今後、情報化戦略計画を実行することはもちろん、情報システムのユーザである職員の意見を聞きながら検証を重ね、5年以内にも見直しを行うことで、変化する社会情勢や環境に対応しつつ、より使いやすい情報システムが構築できるよう柔軟に対処していきたいと考えています。

なお、パソコンに搭載する標準アプリケーションソフトウェアについては、ワープロソフトであるワード、表計算ソフトであるエクセル、データベースソフトであるアクセス、プレゼンテーションソフトであるパワーポイント等がセットとなっているマイクロソフト・オフィスをパソコンの更新にあわせて順次、調達していくことを計画しています。

8 情報政策課と書記官事務について

服部企画調査部長

書記官事務との関係で、現在どのような問題点ないし課題があるのかについてお聞かせください。

吉村参事官

- (1) 書記官事務との関係で、現在どのような問題点ないし課題があるのかについて

先ほど申し上げましたように、裁判所は、限られた予算と人的資源を最大限に活用する必要があります。この観点からすると、書記官事務についても不断の業務改革を進め、その上で書記官事務のうち定型的な事務を情報システムで処理することによって事務の合理化及び効率化を図り、事務の負担を軽減するとともに、裁判官と書記官、事務官等との間での訴訟進行に関する情報の共有化を行い、コートマネジメント事務を円滑に遂行できるようにする情報化を実現しなければならないという課題があると考えています。

服部企画調査部長

書記官事務との関係で、現在稼働中のシステムについて今後どのような改善点があるのかについてお聞かせください。

吉村参事官

- (2) 書記官事務との関係で、現在稼働中のシステムについて今後どのような改善点があるのかについて

現在稼働中のシステムのうち、現在改修しているシステムは先ほど申し上

げたとおりですが、今後改修等を予定している主なものは、まず、前述のとおり、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）について、

機能の追加等を予定しています。

また、期日進行管理プログラム（家事事件用）については、平成18年度中に後見事件管理システムとのデータ連携の強化などの改修を行う予定であり、中期的には、調停委員出勤管理機能の追加を検討したいと考えています。

次に、少年事件処理システムについては、平成17年度に進行管理機能追加等の改修を行ったところですが、中期的には、OSのバージョンアップに対応できる新たな裁判事務処理システムを構築することを検討したいと考えています。

服部企画調査部長

民裁・刑裁等システムの開発、見直しの現況と今後の進捗状況についてお聞かせください。

吉村参事官

(3) 民裁・刑裁等システムの開発、見直しの現況と今後の進捗状況について

ア 現行民裁システム、現行刑裁システムの開発及び展開中止の経緯

現行民裁システムは、平成12年9月から、現行刑裁システムは、平成13年10月から、それぞれ全国の地方裁判所本庁に順次導入を進め、現行民裁システムについては27庁、現行刑裁システムについては19庁で稼働しています。

ところが、ご承知のとおり平成14年秋ころから、急激にレスポンスが低下する障害が発生するようになり、専門業者によるシステム監査を実施した結果、システムの基盤としたロータス・ノートは、大量かつ複雑なデータ処理が要求される裁判事務に不適合であり、たとえバージョンアップを行ったとしても抜本的なレスポンス向上は望めないため、特大規模庁を含む全庁展開を進めることは再考すべきである旨の報告が出されました。それを受けて、平成16年5月、全国展開することを中止し、迅速なレスポンスが確保でき、操作性に優れたシステムにするために、抜本的な改修を行うこととしました。

イ システムの開発、見直しの現況

新民裁システムは、平成17年度に業務分析を行い、本年4月から開発請負業者を株式会社日立製作所に決定し、開発に着手しています。現行民裁システムが事件の受付から終局までを一貫してシステムにより処理するという理念のもとに開発されたのに対し、新民裁システムは、民事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムを構想し、特に応答性の確保及び操作性の向上の観点から、必要な機能に絞ったスリムなシステムとすることを目指しています。

また、システム実現方式は、現行のロータス・ノーツを利用せず、**〇** **〇**を活用し、**〇**を採用した上で、各利用者は**〇** **〇**を通じてシステムを利用する方式を採ることとしています。

ウ 今後のスケジュール

(ア) 新民裁システム

新民裁システムは、平成19年度前半から全国の地方裁判所本庁及び支部を対象に展開を開始し、4年以内（平成22年度内）に展開を終了することを目指しています。

現行民裁システム導入庁は、平成20年度内に新民裁システムへの移行を完了し、現行民裁システムの運用を終了する計画です。

(イ) 新刑裁システム

現行刑裁システムの抜本的改修は、新民裁システムの展開開始後に業務分析を開始し、新刑裁システムを構築して、全国の地方裁判所本庁及び支部における展開を行う計画です。

現行刑裁システム導入庁は、新刑裁システム展開後に現行刑裁システムの運用を終了する計画です。

服部企画調査部長

書記官事務との関連で、今後のIT化計画等の全体像についてお聞かせください。

吉村参事官

(4) 書記官事務との関連で、今後のIT

化計画等の全体像について

裁判所は、書記官事務を補助するために、これまで各種の情報システムを構築してきましたが、書記官事務に関するものに限らず裁判所全体の情報システムの運用保守費用が固定費として情報システム関係費用の多くを占め、その結果、新規にシステムを構築するための費用を圧迫しつつあります。

そこで、情報化戦略計画においては、情報システムの新規構築に当たって、費用対効果の高いもの及び戦略的重要度の高いものを優先して構築し、現在存在する情報システムのうち、費用対効果の小さいものや戦略的重要度の低いものは、情報システムの更新時期を見つつ、その運用の終了や他の情報システムへの統合を検討することとしています。

また、技術基盤の関係においては、各情報システムの構築に併せて、それぞれの構築時に情報システムの基盤を再検討するとともに、ファイルサーバ等の全ての基盤についても、可能な限り統合を検討し、構築及び運用のコストの効率化及びセキュリティの強化を図る必要があります。

その他、司法情報通信システムの回線増強や、サーバ管理の強化等についても検討が必要であると考えています。

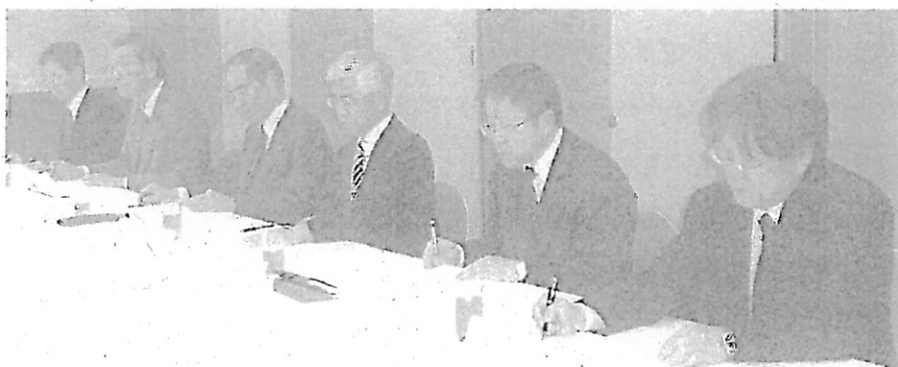
9 その他

服部企画調査部長

座談会風景



最高裁側



日本書協側

システム等に関する意見表明、システム障害発生時における具体的なサポート体制（情報政策課・下級裁）についてお聞かせください。

吉村参事官

- (1) システム等に関する意見表明、システム障害発生時における具体的なサポート体制（情報政策課・下級裁）について

裁判所の情報化を進めるに当たっては、実際にシステムを使用する職員の意見や要望等を確実に把握することが重要であると考えています。このような基本的な考え方に立って、情報化戦略計画についても、下級裁の職員との意見交換の際に出された意見、要望等を踏まえて、裁判所におけるシステム

の現状や課題の分析を行った上で策定したところであり、同計画の今後の見直しに当たっても、職員の意見を聞きながら検討を進めることになっています。

また、新民裁システム開発基本計画策定作業においても、情報政策課の職員と業者が複数の意見聴取対象庁に向いて、各庁の職員と意見交換を行ったところであり、同システムの開発作業に当たっては、東京地裁及びさいたま地裁をパイロット庁として指定し、意見交換を行っているところです。

今後も、IT化を進めるに当たっては、同様に検討していきたいと考えています。

システムの障害発生に備えては、各

システムごとに、情報化事務担当者による対応、情報政策課等のシステム所管部署によるバックアップ、ヘルプデスクの設定等の態勢をとっており、さらに最高裁及び大阪高裁には、常駐の保守要員も置くなどの態勢をとっているところではある。

なお、システム障害等に関する照会先は、「情報政策課の窓口について」(末尾掲載)を御参照ください。

今後は、情報化戦略計画のとおり、下級裁判所において担う必要がある情報システムの展開事務、情報セキュリティ遵守を含む運用等の事務内容を検討し、それらの事務を統括する部署の在り方について、国の財政事情をはじめとして様々な制約があるなかで、何らかの方策が考えられないか、検討をしていきたいと考えています。

服部企画調査部長

システム等を利用して書記官事務を行う上で特に留意すべきことなどがあればお聞かせください。

吉村参事官

- (2) システム等を利用して書記官事務を行う上で特に留意すべきことなどについて

昨今、個人情報漏洩の事件や、国民生活や経済活動を支えるシステムにおける障害が報じられていますが、情報セキュリティの問題は、情報化を推進する上での重要課題になっています。

[Redacted]

また、システムやプログラムに入力されたデータの取扱いには事件記録と同様に十分注意してください。書記官事務に直接関係するわけではありませんが、本年2月、職員が部内検討用のメモを作成するため自宅に持ち帰った執務関連の電磁的データを自宅の私物パソコンに入れていたところ、そのパソコンにファイル共有ソフトがインストールしてあり、そのファイル共有ソフトがコンピュータウイルスに感染したため、その職員の個人的なファイルと共に、裁判所の電磁的データが外部に流出した事例がありました。

インターネット等の外部に流出したデータは回収が不可能です。そこで、2月24日付け情報政策課長事務連絡により、

[Redacted]

執務関連の電磁的情報の取扱いをお願いしたところです。

その後も、裁判所外において同種事件が多発していることにかんがみ、3月31日付け情報政策課長事務連絡により、

[Redacted]

情報政策課の窓口について

最高裁(代表) 03-3264-8111

(内線)

【1】各種システム

1 民事及び刑事の裁判事務処理システム

→情報処理第一係

民裁(), 刑裁()

(メールアドレス:)

2 期日進行管理プログラム

(1) 民事事件 高裁用

→情報処理第二係()

(2) 民事事件 地裁用

→情報処理第二係()

(3) 民事事件 簡裁用

→情報処理第二係()

(4) 刑事事件 高裁用

→情報処理第二係()

(5) 刑事事件 地裁用

→情報処理第二係()

(6) 刑事事件 簡裁用

→情報処理第二係()

(7) 家事事件用

→情報処理第二係()

3 調停事件管理システム

→情報処理第二係()

4 裁判所オンライン申立システム

→情報企画第二係()

5 司法情報通信システム(J・NET)

→情報管理係()

6 ユーザー異動登録システム(ノーツ関係)

→情報管理係()

7 J・NETアドレス帳

→情報管理係()

8 事件票チェックシステム

→統計システム係()

9 裁判事件票結合・編集システム

→統計システム係()

10 裁判統計データベースシステム(SSDBS)

→統計システム係()

11 月報・年表入力集計システム

→統計システム係()

(メールアドレス:)

【2】その他

1 パソコンの更新, 予備機配布, 増設

→情報企画第二係()

2 ソフトのライセンス配布依頼

→情報企画第二係()

3 指定外ソフトのインストール

→情報管理係()

4 庁内LAN, 多機能サーバ, 通信回線

→情報管理係()

5 セキュリティ管理

→情報管理係()

(ウィルススキャン, セキュリティパッチ, ウィルス発生報告)

(メールアドレス:)

6 端末IPアドレスの設定依頼

→情報管理係()

7 裁判統計の報告及び数値に関する照会

→統計情報係()

(メールアドレス:)

【3】【1】、【2】に該当しない場合

どの係に照会してよいか不明の場合には, 庶務係()が窓口となります。

【4】時間外連絡先(夜間直通電話)

庶務係・情報企画第一係

情報企画第二係

情報管理係

情報処理第一係

情報処理第二係

統計情報係・システム係

(注) 情報政策課への問合せはメールでも差し支えありません。担当係複数にあててメールを送信してください。

い
こ
り